

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例（令和８年佐賀県条例第 21 号）第 9 条第 1 項の規定により山の保全区域を指定する予定であるので、同条第 3 項の規定により次のとおり山の保全区域の指定に係る区域の案を公告する。

令和 8 年 8 月 4 日

佐賀県知事      山      口      祥      義

1 区域の案

次の図のとおり

2 区域の案の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所 佐賀県ホームページ（<https://www2.wagmap.jp/pref-saga-morimap/Portal>）
- (2) 期間及び時間 令和 8 年 8 月 4 日（火）午前 8 時 30 分から同月 20 日（木）午後 5 時 15 分まで

3 意見書の提出先

佐賀県農林水産部森林整備課 森林管理担当

（「次の図」は省略し、佐賀県ホームページに掲載し、縦覧に供する。）